湯　沢　町

徴収猶予の「特例制度」申請の手引き

１　徴収猶予の「特例制度」

（１）概要

新型コロナウイルスの影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方は、１年間、町税の納付を猶予することができます。

（２）猶予が認められると・・・

・１年間、納税が猶予されます。
・猶予期間中の延滞金は、全額免除されます。
・猶予した町税について、新たな督促や差押などの滞納処分は行われません。
・現行の猶予制度と異なり、担保の提供は不要です。
・猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付することも可能です。

２　要件

（１）対象となる方

以下の①②のいずれも満たす方（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年２月以降の任意の期間（１か月以上）において、事業等にかかる収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

※「事業等に係る収入」とは、法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等）を指します。
※個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないため、「事業等に係る収入」には含まれません。
※法人の営業外利益・特別利益のうち一時的なものについては、「事業等に係る収入」には該当しません。

（２）対象となる町税

令和２年２月１日から令和３年２月１日までに納期限が到来する町税。

３　申請手続き

（１）申請書類等

徴収猶予申請書に必要な書類を添付のうえ、申請手続きを行ってください。

① 徴収猶予申請書（特例制度用）
② 事業収入の減少等の事実があることを証する書類
③ 一時に納付し、納入することが困難であることを証する書類

④　財産収支状況書（猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合）

⑤　財産目録・収支の明細書（猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合）

※詳しくは別表１を確認してください。
※必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。
※申請書等の様式については、湯沢町ホームページよりダウンロードすることができます。
▶「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する町税の猶予制度について」
https://www.town.yuzawa.lg.jp/kurashinojoho/kurashi_tetsuzuki/5/1/3449.html

（２）申請方法

窓口、郵送、eLTAXにより申請書類等を提出してください。

※窓口以外の方法による提出にご協力をお願いします。

【提出先】

〒949-6192　新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地
湯沢町役場　税務町民部税務課　収納係　徴収猶予受付

（３）申請期限

特例制度の対象となる町税の納期限までに申請してください。

※法律の施行から２か月間（令和２年６月30日まで）は、納期限後であっても申請できます。
※納期限までに申請ができないことにつきやむを得ない理由がある場合（新型コロナウイルスにり患したなど）は、納期限後の申請も受け付けることができます。詳しくは役場税務課（収納係）へご相談ください。

４　猶予の通知

提出された書類の内容を審査した後、猶予の許可又は不許可を通知します。

※猶予が許可された場合であっても一定の要件（破産・競売等）に該当する場合は、猶予が取り消されることがあります。

５　その他

特例の要件を満たさない場合でも、他の猶予制度を利用できる場合があります（通常、年1.6%の延滞金がかかります）。詳しくは役場税務課（収納係）までご相談ください。

※他の猶予制度の利用を希望する場合は、申請書の「３　その他の猶予申請（他の猶予の申請を併せて希望する場合）」にチェックを入れてください。後日、担当から他の猶予制度の申請方法についてご案内いたします。

（別表１）申請書類等について

（1）徴収猶予申請書（特例制度用） 記載例を参考のうえ、申請書を記入してください。 ※税務署等で猶予の許可があった場合は、税務署等に提出した申請書や許可通知書のコピーを添付することで、「２　猶予額の計算」（1）～（4）の記載や添付書類（売上帳、預金通帳等）の提出を省略することができます。
（2）事業収入の減少等の事実があることを証する書類 事業収入の減少等の事実があることを証する書類には、例えば次のようなものがあります。詳しくは、役場税務課（収納係）にご相談ください。 ・売上帳 ・現金出納帳 ・給与明細 ・預金通帳 ・試算表（資金繰表） ・仮決算書（将来見込）など ※収入が前年同期と比べて減少していることを確認する必要があるため、前年分の資料も併せて提出してください。 ※前年の月別収入が不明である場合は、以下のような方法により収入減少割合を判断します。 - 年間収入を按分した額（平均収入）と比較 - 事業開始後１年を経過していない場合、令和２年１月までの任意の期間と比較
（3）一時に納付し、納入することが困難であることを証する書類 一時に納付し、納入することが困難であることを証する書類には、例えば次のようなものがあります。詳しくは、役場税務課（収納係）にご相談ください。 ・預金通帳 ・現金出納帳など
（4）財産収支状況書（猶予を受けようとする金額が <u>100 万円以下</u>の場合） 各欄に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載して提出してください。 ※上記書類に代えて、独自に作成した資金繰表や試算表等を添付して提出することも可能です。
（5）財産目録・収支の明細書（猶予を受けようとする金額が <u>100 万円を超える</u>場合） 各欄に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載して提出してください。 ※上記書類に代えて、独自に作成した資金繰表や試算表等を添付して提出することも可能です。

※やむを得ない理由により上記書類の提出が困難な場合は、電話等により状況をお伺いします。詳しくは役場税務課（収納係）にご相談ください。